

「インボイス制度」解説セミナー

2023年9月12日 公認会計士・税理士 山内 真理



公認会計士山内真理事務所/株式会社THNKアドバイザリー https://yamauchicpa.jp/

2011年創業。会計・税務・財務などを軸に文化や創造的活動を下支えし、 多様な文化活動・経済活動の・促進に貢献することをミッションとしてきた専門家グループです。 現在約20名が所属。表現活動の持続可能性の支援/文化の社会的波及への寄与 /他の専門家との協働による多角的問題解決/地域文化振興/国際展開支援等、 様々な視点から会計・税務をはじめ各種専門サービスの設計・提供を行っています。 制作会社、デザイナー・アートディレクター、映像ディレクター等の顧問も多数務めています。

講師:公認会計士・税理士 山内 真理



- ・公認会計士山内真理事務所/株式会社THNKアドバイザリー代表
- ・GMOペパボ株式会社 社外取締役
- · 文化广文化審議会文化経済部会専門委員
- ・一般財団法人さいとう・たかを劇画文化財団評議員
- ・認定NPO法人東京フィルメックス理事、Arts and Law理事ほか
- ・各種業界団体その他アート・クリエイティブ領域における会計・税務セミナー講師歴多数。



本年10月からインボイス制度がスタートします



インボイス制度(適格請求書等保存方式)



INVOICE



インボイス制度を巡る 様々な疑問や不安の声

インボイス登録しないとどうなるの? 取引対象として避けられやすいってほんと?

インボイス制度はなぜスタートするの?

フリーランスのデザイナーには どんな影響があるの?取引先から登 録を依頼されたらどうしたらいい?

デザイナーに発注する制作会社や代 理店等にはどんな影響が生じるの?

免税事業者だけど、インボイスの登 録申請するべき?しないべき?

インボイス制度開始に向けて、発注側は独禁法や下請法などに注意する必要があると聞いたんだけど、どんな点に注意すればいいの?

登録したい場合、いつまでに登録申請すればいいの?インボイス登録する場合の手続上の注意点は?

インボイス登録すると税負担が 増えるの?税負担を軽減する方 法はあるの?

インボイス登録すると事務作業が増えるの?事務作業の負担を軽減する方法はあるの?制度開始前にどんな準備をしたらいいの?



■本日の内容

- ・インボイス制度はなぜ導入されるのか?
- ・そもそも適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは?
- ・いろいろあるインボイスの形態
- ・グラフィックデザイナー・制作会社等への影響は?独禁法・下請法上の注意点など。
- ・令和5年度税制改正に織り込まれた免税事業者向けの"激変緩和措置"とは?
- ・インボイス制度開始・登録完了後の実務対応について
- ・まとめ(サービスの売り手、買い手それぞれの立場から)



インボイス制度はなぜ導入されるのか?





インボイス制度



インボイス制度は<mark>消費税のルールが変わる</mark> という話です。

■消費税の歴史的変遷

• 1989年 消費税導入 税率3%

・1997年 税率5%へ

・2014年 税率8%へ

・2019年 標準税率10%

軽減税率8%導入

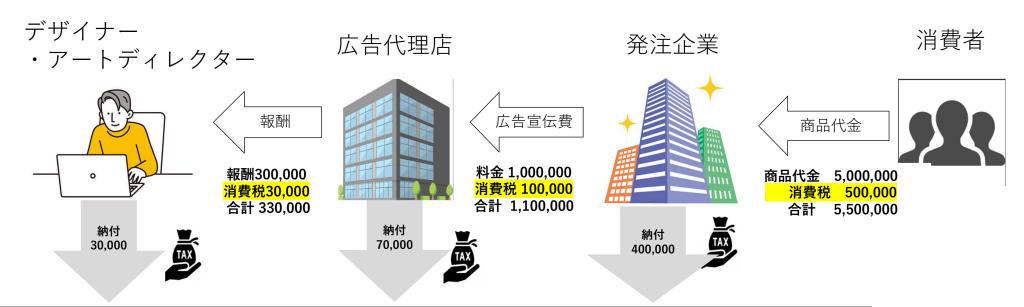
・2023年 インボイス制度導入



■消費税の基本的なしくみ

消費税は消費一般に対し広く課税される税金で、消費者が負担することを想定した税金です。

事業者が消費税に相当する金額を商品サービスの価格に上乗せする形で消費者から受け取り、 国に納税するということが想定された制度になっています。

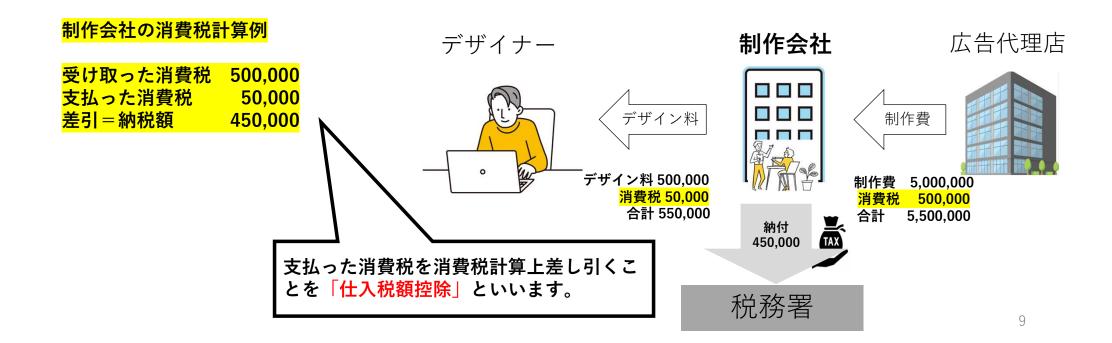


税務署



■消費税の基本的なしくみ

例えば下記の計算例で、制作会社は広告代理店から受け取った消費税500,000から外部(デザイナー)に支払った消費税50,000を差し引いて450,000を納税しています。 この50,000を差し引いて消費税の納税額を計算することを「仕入税額控除」といいます。





■事業者免税点制度といわゆる「益税問題|

【事業者免税点制度】 :基準期間(2事業年度前)の<mark>課税売上が1,000万円以下</mark>の事業者は消費税の納税義務が

免除される制度



Ya AcYamauchi OfAccounting Office



インボイス制度導入の背景・目的

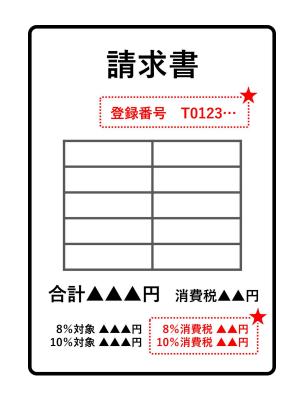


- ・事業者免税点制度などで生じる、いわゆる益税問題の解消
- ・複数税率に対応した正確な消費税額の把握の徹底 (経過措置としての軽減税率導入時から区分記載請求書⇒適格請求書へ)
- ・請求などの関連事務のデジタル化推進に向けた国の後押し



<u>適格請求書等保存方式</u> (いわゆるインボイス)とは?

具体的に見ていきましょう。

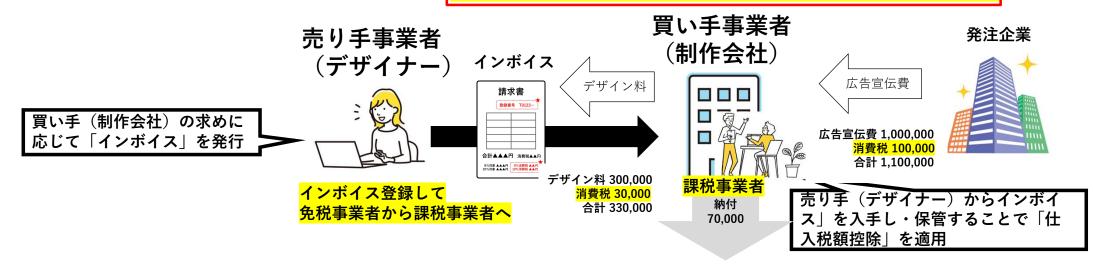




インボイス制度とは仕入税額控除の方式のことで 正式名称「適格請求書等保存方式」といいます。



- ・サービスの買い手である課税事業者が「<mark>仕入税額控除</mark>」=消費税を差引く計算 を行うためには、 サービスの売り手からインボイスを入手し、保存することが必要。
- ・インボイスとは国が認める形式の請求書=これを適格請求書という。
- ・サービスの売り手事業者が、適格請求書を発行するためにはあらかじめインボイスの登録申請を行う必要がある。
- ・登録を行った事業者を適格請求書発行事業者といい、<mark>消費税の免税事業者が登録を行うと以後は消費税の課税事業者となる</mark>。



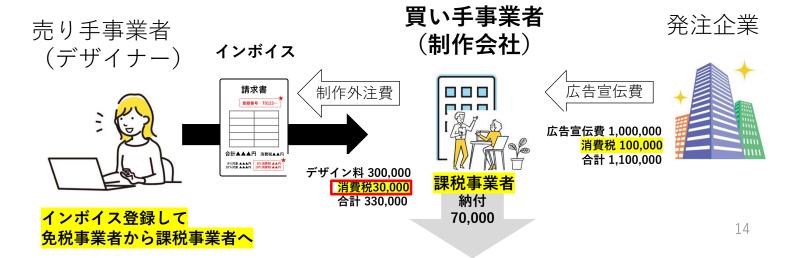


発注元(買い手)側はインボイスを入手できない場合、 消費税の納税額が増えてしまう。

発注元(買い手)側である制作会社が 仮に発注先(売り手)側であるデザイ ナーからインボイスを入手できない場 合、制作外注費に係る消費税を計算上 差し引けないので、消費税の納税負担 が増大します。

【インボイス入手ありの場合】受け取った消費税 100,000仕入税額控除 30,000差引=納税額 70,000

【インボイス入手なしの場合】 受け取った消費税 100,000 仕入税額控除 0 差引 = 納税額 100,000



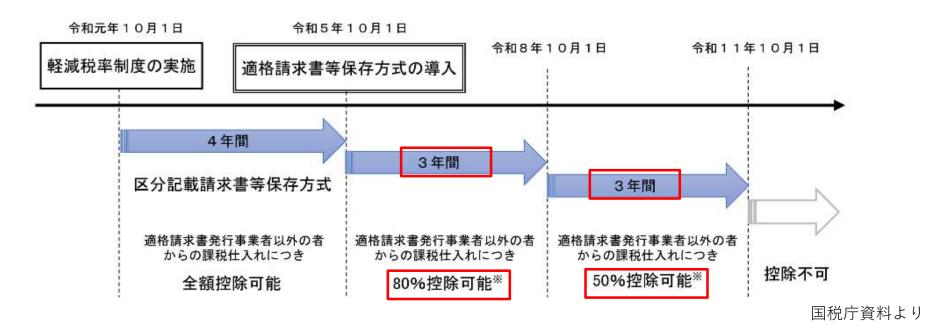
<



ただしインボイス制度には経過措置があります。



経過措置とは、**制度導入後に生じる影響を緩和**するため、発注元(買い手)が適格請求書以外の 請求書を受け取った場合にも一定期間において一定割合の**仕入税額控除**を認める制度。





経過措置"あり"と"なし"の場合の消費税納税額への影響の例

【インボイス入手ありの場合】 受け取った消費税 100,000

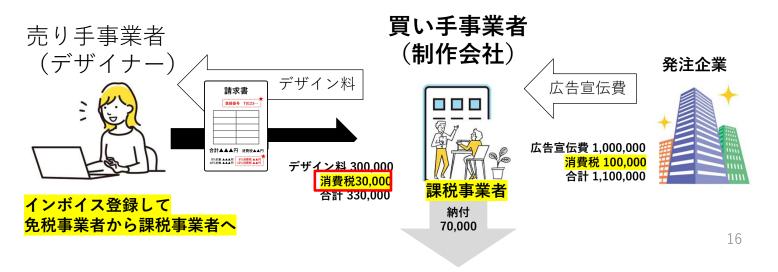
仕入税額控除 30,000

差引=納税額 70,000 【インボイス入手なしの場合(経過措置なし)】 受け取った消費税 100,000 仕入税額控除 差引=納税額 100,000

【インボイス入手なしの場合(経過措置あり初年度)】 受け取った消費税 100,000

仕入税額控除 $30.000 \times 80\% = 24.000$ 差引=納税額 76,000

インボイス





いろいろあるインボイスの形態





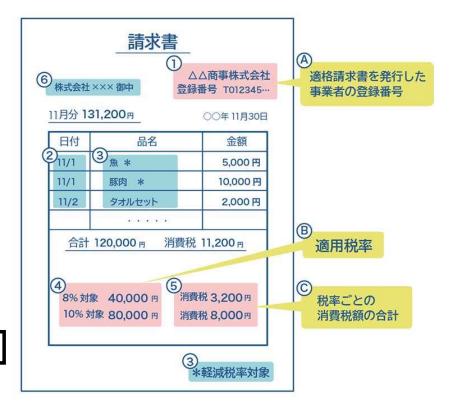
■インボイス(適格請求書)の一般的なイメージ

現行の請求書に

- ・登録番号(A) ・適用税率(B)
- ・税率ごとの消費税額合計(C)

を記載したもの

※各種請求書管理ツールもインボイス制度開始後の様式に対応。



政府広報オンラインより



Q 請求書を発行せずに、領収書を 発行したり、支払いの通知を受ける だけの場合にはインボイス制度は関 係ありませんか?





Q 今後は領収書の発行や支 払の通知の受領ではなく、 必ず請求書を発行しないと いけなくなりますか?



A 既存の領収書や支払通知もインボイスとなり得ます。





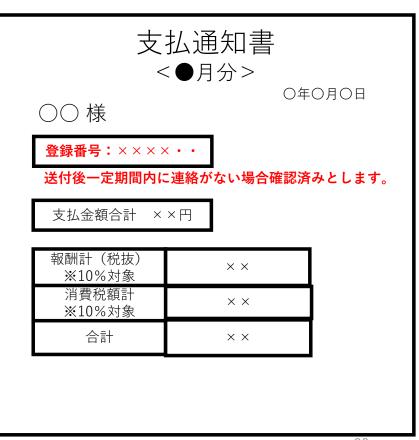
支払通知書のインボイス化について

現行の支払通知書に

- ・相手先(支払先)の登録番号
- ・<mark>適用税率</mark>
- ・消費税額の合計が明示されることで、

インボイスの要件を満たします。

※登録番号については相手先の確認を受ける必要があります。







領収書のインボイス化について

現行の領収書に

- ・支払先**(**領収者)の登録番号
- ・適用税率
- ・消費税額の合計が明示されることで、

インボイスの要件を満たします。

領収書

○○様

発行NO:

発行日:〇年〇月〇日

金額 55,000円

ただし、講師料として

上記正に領収いたしました

<u>内 訳</u>

税率 10%

税抜金額 50,000 山田 太郎 当春税 5,000 〒123-4567

消費税5,000合計55,000

東京都千代田区××

登録番号××××・・



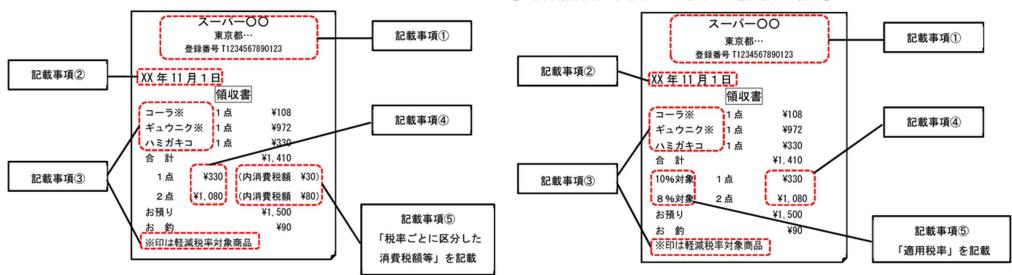


簡易インボイス(簡易適格請求書)について

・小売業など不特定多数の者に販売を行う事業者のみに認められるインボイス発行形態。 (小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業、その他これらに準ずる業のみに認められている。)

【適格簡易請求書の記載例(税率ごとに区分した消費税額等のみを記載する場合)】

【適格簡易請求書の記載例 (適用税率のみを記載する場合)】



- ・「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要
- ・「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる





インボイス交付義務が免除される例

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送(以下「公共交通機関特例」といいます。)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等(以下「自動販売機特例」といいます。)
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)



<u>インボイス制度の影響を</u> <u>受けやすい例・受けにくい例</u>

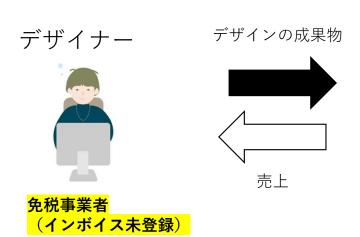
個人・法人の別にかかわらず 広く影響があります!





インボイス制度の影響を受けにくい例

① 殆ど免税事業者とだけ取引している。



免税事業者の個人事業主等



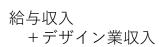
<mark>免税事業者</mark> <mark>(インボイス未登録)</mark>



インボイス制度の影響を受けにくい例

② 大学講師など給与をもらう本業があり、独立して行うデザイン業は副業であって、 その収入に占める割合も少ない。

大学講師兼デザイナー





免税事業者 (インボイス未登録)

- ・給与収入はインボイスの影響を受けない。
- ・デザイン業(副業)の収入割合は低い。
- →取引先からの未登録の場合に値引き要請等を受け たとしても金額的影響が全体としては大きくない。



インボイス制度の影響を受けにくい例

③デザイン業の収入は割合としては小さく、**収入の大部分を**飲食・小売など **消費者に直接販売するビジネスで得ている**。

カフェオーナー兼デザイナー

顧客は主に消費者

カフェ事業収入 + デザイン業収入



<mark>免税事業者</mark> (インボイス未登録)



・消費者向けのビジネスの場合、インボイス登録の要請を比較的受けにくい。

・ただし事業者が商用で利用する割合が大きい場合、ビジネスに相応の影響もある。

主に事業者と取引する場合には、個人/法人、営利/非営利の区別なく、通常はインボイスの影響を受けやすいと言えます。

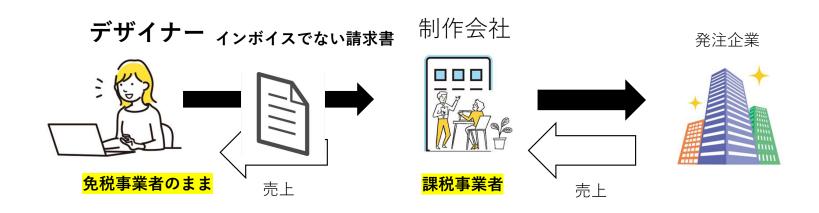


- ・一般的にインボイス制度では、前スライド解説の通り、発注側(買い手)が仕入税額控除を最大限差し引き、 消費税の納付額が増大しないようにしたいがため、発注元にあたる制作会社・広告代理店・企業は発注先 であるデザイナー、アートディレクター、映像ディレクター等に"インボイス発行を要請したい"という意 向が働きやすくなります。
- ・インボイス発行をしてくれない免税事業者に対しては<mark>取引条件の変更を希望</mark>したり、インボイス発行を してくれる<mark>別の事業者に発注先を切り替えたい</mark>という意向が働きやすくなります。



現在免税事業者のデザイナーの例

- ·制作会社が課税事業者である場合、デザイナーはインボイス登録を依頼される可能性がある。
- ①**インボイス登録する**:消費税の課税事業者になり、消費税の納税負担が発生する。
- ②インボイス登録しない:免税事業者のままだが、取引条件の見直し等を要求される可能性も。







免税事業者がインボイス登録すると どれぐらい税額が増えるのか?



■免税事業者であるフリーランスの映像ディレクターが インボイス登録をする場合の計算例

映像ディレクター



免税事業者から 課税事業者へ ・売上高・各種経費880万(うち消費税80万)330万(うち消費税30万)

① 登録前:免税事業者

・税負担なし

② 登録後:課税事業者(本則課税)

·80万円-30万円 = **50万円**

③ 登録後:課税事業者(簡易課税)

·80万円-80万円×50%=40万円

ただし各種経費の購入先 からインボイス入手がで きない場合、さらに税負 担が増える可能性がある。

簡易課税を選択する場合、 経費にかかる<mark>インボイス</mark> <mark>入手を省略できる!</mark>

※簡易課税:業種毎に異なる「みなし仕入率」を用いて簡便的に消費税の仕入税額 控除の計算を行う方法。簡易課税の方が納税額が有利になる場合もある。 デザイナー、アートディレクター、映像ディレクター等はサービス業の一形態。 サービス業のみなし仕入れ率は50%となる。



インボイス制度開始前後に取引相手との間で気を付けるべきこと

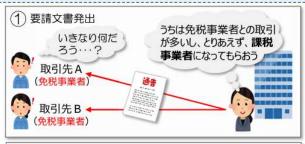
独占禁止法・下請法上の留意点



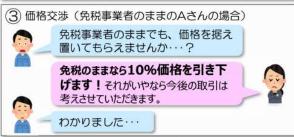


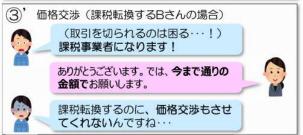
【事例3】

- O 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた**。
- O その際、「インボイス事業者にならなければ、<u>消費税分はお支払いできません。</u>承諾いただけなければ<u>今後のお取引は考えさせていただきます。</u>」という文言を用いて要請を行った。また、<u>要請に</u> 当たっての価格交渉にも応じなかった。









▶それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります!



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、**価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

<u>インボイス登録を要請すること自体</u> はただちに問題にならない。

優越的な立場にある事業者から「登録しなければ消費税分を支払わない。 承諾しない場合は取引打ち切りする。」と一方的に通告し、価格交渉にも応じない。 行為は独禁法上問題となる恐れ。

発注先が登録しない場合に双方で取 引条件を協議または交渉を行うこと 自体は否定されない。

優越的な立場にある事業者から<mark>あらたに課税事業者になる発注先との価格交渉上、協議なしに価格を据え置く</mark>行為は独禁法上問題となる恐れ。

公正取引委員会 インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方 https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/duty_invoice_s01.pdf



【想定事例】

- 発注事業者(課税事業者)が、経過措置 (注)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。
 - (注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。





►それ、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります!

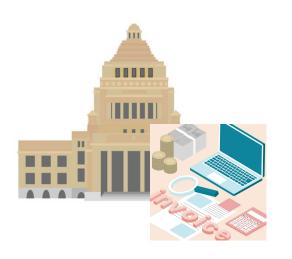


発注事業者(課税事業者)が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。

当面の間は経過措置により実際は発注元側も消費税相当額全額の仕入税額控除ができないのではなく8割は控除できるのに、消費税相当額全額を支払わないと一方的に通告する行為は、独禁法・下請法抵触の恐れ。

その他参考:免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouk ijun/invoice ganda.html





<u>令和5年度税制改正に織り込まれた</u> "激変緩和措置"とは?



"激変緩和措置"



インボイス制度は発注元のみならず、免税事業者への影響が特に甚大であることから、制度開始直前となり反発の声が大きくなる中で、「令和5年度税制改正」にて**免税事業者向け**の"緩和措置"が時限的に導入されることになりました。

★激変緩和措置の目玉:【2割特例:80%の仕入税額控除がとれる特例】

免税事業者がインボイス登録するか、課税事業者を選択して事業者免税点制度の適用を受けられなくなる場合に、2023年10月から3年間の消費税納税額を、業種に関係なく売上に係る消費税の2割に限定する特例→一定期間、税負担が軽減されるのが最大のメリット



小規模事業者向けの特例措置(2割特例以外)



- ・少額(税込1万円未満)の取引について、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、インボイスの保存を不要とする。
- ・ただし、対象となるのは、**基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者**に限る。





免税事業者がインボイス登録した場合の2割特例

の計算イメージ

【フリーランスのアートディレクターの計算例】

- ・売上高 660万 (うち消費税60万)
- ・各種経費 220万 (うち消費税20万)
 - ① 課税事業者(<mark>本則課税</mark>)の場合
 - ·納税額:60万-20万=40万
 - ② 課税事業者(**簡易課税**)の場合
 - ·納税額:60万一60万×50%=30万
 - ③ <mark>2割特例</mark>を選択した場合
 - ・納税額:60万ー60万×<mark>80%</mark>=**12万**

ただし各種経費の購入先からインボイス入手ができない場合、さらに税負担が増える可能性がある。

3 つの課税方法が 選択できる

- 1 本則課税
- ② 簡易課税
- 3 2割特例

①40万円>②30万円>③12万円 「2割特例」が断然有利!



■免税事業者の「2割特例」:その他のメリットと留意点



■仕入・経費に係る帳簿やインボイスの保存・管理が不要

インボイス制度開始後は原則として所定の記載要件を満たした**帳簿とインボイス(適格請求書等)の保存**が必要となりますが、"2割特例"では**これらが不要**です。

■事前の届出不要で、確定申告の都度選択できる。

対象期間における確定申告の都度、原則課税や簡易課税と比較して有利な場合に選択できる制度であるため柔軟で、使い勝手のよい内容となっています。

【活用上の留意点】

- ・あくまで3年間の時限措置
- ・基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合、本制度適用の対象外。





インボイス登録の手続について



格請求書発行事業者

インポイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト 本文へ 閲覧支援ツール (音声読み上げ) サイトマップ

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

ダウンロード ホーム ご利用ガイド お知らせ 登録番号とは よくある質問 (登録番号を検索) Web-API

♥ 重要なお知らせ

- 当サイトの検索機能に対して、スクレイピングなど、プログラムを用いて公開している情報を取得する行為の禁止等を利用規 約に追記しました。
- 当サイトの利用にあたっては、利用規約をご確認のうえ、取得したデータについては、個人情報保護法に基づき適切にお取り
- 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、登録申請書の提出状況などにより異なります。 現在の通知までの期間の目安については、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト(外部サイト)でご案内しており
- 登録されると、税務署からインボイスの登録番号等を記載した「登録通知」(書面又は電子データ)が送付されます。 書面の「通知書」については原則として再発行しておりませんので、e-Taxにより申請し、紛失の心配がない電子データによ る通知の受領をお勧めしています。

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 法人番号を検索したい場合はこちら >

Q 登録番号を検索する

登録番号("T"を除く13桁の半角数字)を入力して「検索」ボタンを押すと、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索す ることができます。

検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」を押してください。

> ご利用方法について

登録番号

T 1234567890123

0桁

登録後は「**適格請求書発行事業者公表サイト**| にて**氏名・名称/登録番号は公開**されます。

個人の屋号の原則として公表されません。 また、法人と異なり**個人事業主**の場合は**主たる** 事業所の所在地は原則として公表されません。

個人事業主が**屋号や事業所の所在地**を公表した い場合には「**適格請求書発行事業者の公表事項 の公表(変更)申出書**|を提出する必要があり ます。

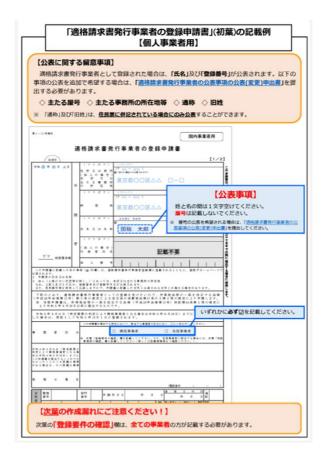
適格請求書発行事業者公表サイト https://www.invoice-kohvo.nta.go.jp/

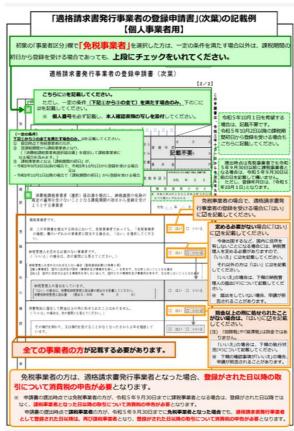
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice 04.htm



インボイス登録申請の方法は?





■インボイス登録申請の方法は?

「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出します。

参考:国税庁 インボイス登録申請書 書き方フローチャート https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0022012-012.pdf

■いつまでに申請すべき?

インボイス制度が開始時から適格請求書発行事業者になっておくためには遅くとも **2023**年**10**月**1**日以前に提出を済ませておく必要があります。

参考:国税庁 登録申請書の記載例(個人事業主の場合) https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sho hi/annai/pdf/0021009-084 01.pdf 令 和 5 年 8 月 10 日 国 税 庁 (令和5年8月25日更新)

適格請求書発行事業者の登録件数及び登録通知時期の目安について

1 登録件数

適格請求書発行事業者として登録されている件数は、以下のとおりです。

登録件数	2 420 017	<i>p</i> +
(令和5年7月末現在)	3, 420, 017	11

(参考) 登録申請書の提出件数 約370万件

2 登録通知時期の目安(登録通知が届くまでの標準的な時期を示しており、通知時期を保証するものではありません。)

提出時期		tin	登録通知までの目安		
(AE)	旋		e-Tax提出分	書面提出分	
5月16日	~	5月31日		8月下旬	
6月1日	~	6月15日	登録通知は	9月上旬	
6月16日	~	6月30日	送付済みです。	9月下旬	
7月1日	~	7月15日			
7月16日	~	7月31日	8月下旬	登録通知の送付が10月以	
8月1日	~	8月15日	9月上旬	降になる場合があります。	
8月16日	~	8月31日	9月下旬		

- (注) 1 8月15日現在の申請・登録状況を基に推計しておりますので、今後変更となる場合があります。
 - 2 ご提出いただいた登録申請書に記載誤り等がある場合は、内容の確認などが必要となるため、上記の期間よりお時間を いただく場合があります。
 - 3 登録申請手続を令和5年9月30日までに行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の 対応及びその場合における買手の仕入税額控除については、以下の申請手続をご覧ください。

申請手続

3 これから登録申請を行う方へ

登録通知までの期間の目安は、以下のとおりです。

制度開始となる令和5年10月1日より前に登録通知を受領したい方は、e-Taxをご利用ください。

e-Tax提出の場合 提出から 約1か月 書面提出の場合 提出から 約2か月半

書面で申請される場合は、以下のフローチャートをご覧いただき、記載漏れ・誤りのないようご注意願います。

登録申請書の書き方フローチャート(令和5年中に申請する方用)

4 登録申請書の処理状況に関するお問い合わせ

ただいま、登録申請の処理状況に関するお問い合わせが多くなっています。

処理状況に関するお問い合わせは、上記2の登録通知の目安となる期間経過後に、管轄のインボイス登録センターにお願いいたします。その際、申請時期、申請方法(例:e-Taxで申請、登録センターに郵送)などの情報をお手元にご用意ください。

Yamauchi Accounting Office



適格請求書発行事業者の登録件数及び登録通知時期の目安について

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/kensu_kikan.pdf

9月11日時点の最新状況としては書面による登録申請だと登録通知発行まで3か月かかるという話も。e-taxでも1か月半はかかるとのこと。

取引先によっては「登録通知書」のコピーの提示を求める場合もあることから「登録通知書」はなくさずに手元保管しておくことがおすすめ。

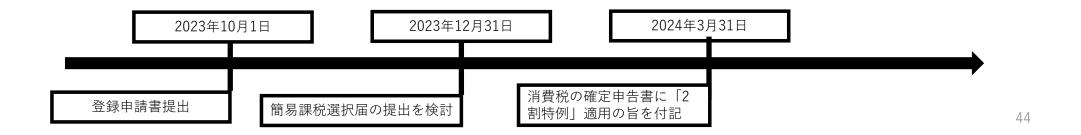
- 10/1以降登録、通知までの間に発行する請求書はどうすればよいか?
- ①これまで通りの請求書を発行したうえで登録通知後にインボイスをあらためて発行する。
- ②既に発行済みの請求書との関係を明らかにしたうえでインボイスに必要な追加記載事項を相手方に通知する。

なお、2023年10月1日以降にインボイス登録事業者になりたい場合には、登録しておきたい日の15日前までに登録申請すれば登録可能です。 (令和6年度からインボイス登録したい場合にはその15日前までに申請が可能です。)



免税事業者のインボイス登録申請上の細かい注意点

- ・当面の間(制度開始から6年間)インボイスの登録を申請する場合に「課税事業者選択届」の 追加提出は不要です。⇒つまり<mark>「登録申請書」だけ提出すればOK</mark>です!
- ・ただし制度開始時から「簡易課税」を選択したい場合は<mark>「簡易課税選択届」の提出も必要</mark>です。 ※ただし二事業年度前の課税売上高が**5,000**万円以下であることが適用要件
- ⇒簡易課税選択届の提出期限は制度開始から6年間は登録日を含む年度の末日迄でよいとされていますが、「2年縛り」がありますので注意が必要です。個人事業主が制度初年度から簡易課税を適用する場合、2023年12月31日までに提出が必要となります。





インボイス制度において注意すべき事例

項目	想定されるケース(やりたいこと)	注意すべき内容
インボイス制度開始前にインボイス発行事業者 登録のの取下げるケース		第業者
げ・取消し	インボイス制度開始後にインボイス発行の登録を取り消すケース	事業者 翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出する必要があり、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる。
Ü	令和5年10月1日を含む課税期課税期間以後に登録申請に関す措置(注)の適用により登録を行録を取り消すケース	る経過 登録を取り消すことができるが、 登録日から2年を経過する日の属する課
2 割	課税事業者選択届出書の提出により、 年10月1日前から課税事業者となる 含む課税期間に、インボイス発行事業 録を受け、2割特例の適用を受けるケー	同日を 書を提出することにより、課税事業者選択届出書の効力を失効させることが 者の登 できるが、 当該課税期間中に提出しないと、当該課税期間は2割特例の
2割特例	2割特例の適用を受けた課税期間の 期間について、2割特例の適用を受け できず、簡易課税制度の適用を受けるク	ることが 間について、簡易課税制度の適用を受けることができる。

(注) 免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があるが、登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合には、登録申請に関する経過措置の適用により、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録を受けることが可能(28年改正法附則44④)。

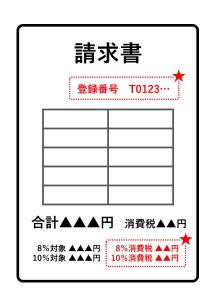
登録取り下げを考える場合、 期限にも注意が必要。

インボイス制度において注意すべき事例

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimoku betsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023007-071.pdf?fbclid=IwAR09VHcjWZq_8YueoVRcm4 7PFliFiVflz330HVJnzKeA4PNVI_-pLv7nrg0



インボイス制度開始・登録完了後 の実務対応について





インボイス制度開始・登録完了後の実務対応について

0 インボイスの登録申請を行う。

4 外注先とコミュニケーション・交渉を行う。

1 取引先に登録番号の通知を行う。

5 簡易課税・2割特例の適用を検討する。

- 2 取引先に「適格請求書」を発行できる環境を整える。
- 6 会計処理環境を整える。

- 3 仕入・外注・経費支払先からの「インボイス・簡易インボイス」を保存する環境を整える。
- 7 期末に消費税の申告・納税を行う。





- 2 取引先に「適格請求書」を発行できる環境を整える。
- ・インボイスの要件を満たす請求書発行が可能な請求管理ツールの導入・切り替え等を検討する。
- 3 仕入・外注・経費支払先からの「インボイス・簡易インボイス」を保存する環境を整える。
- ・登録番号等の読み込み機能、国税庁の公表サイトとAPI連携による自動照合等の機能のある、 経費申請ツールや、受取請求書の管理ツールの導入、切り替え等を検討する。
- 4 外注先とコミュニケーション・交渉を行う。
- ・登録意思の確認/登録予定・登録済みの場合は登録番号の確認、値引き交渉、今後の発注先選定方針等の 見直しを必要に応じて行う(外注先との交渉に応じず一方的に値引や取引停止を通告する行為はNG)

【簡易課税を選択している場合や2割特例を選択する場合にはインボイス等の入手・保存を省略できる!】



5 簡易課税・2割特例の適用を検討する。



インボイス制度開始・登録完了後の実務対応について

0 インボイスの登録申請を行う。

4 外注先とコミュニケーション・交渉を行う。

1 取引先に登録番号の通知を行う。

5 簡易課税・2割特例の適用を検討する。

2 取引先に「適格請求書」を発行できる環境を整える。

6 会計処理環境を整える。

3 仕入・外注・経費支払先からの「インボイス」を保存する環境を整える。

7 期末に消費税の申告・納税を行う。





6 会計処理環境を整える。

- ・インボイスに対応した会計ソフトへの切り替えを行う。
- ・通常実装されているインボイス制度対応機能例 ・取引先マスタ上での登録番号の管理機能
 - ・適格請求書有・無を区分する機能
 - ・適格請求書無の取引については経過措置適用対象取引を区分する機能
 - ・少額特例の対象取引を自動区分する機能
 - ・インボイス制度に対応した消費税申告書作成機能 など

【簡易課税を選択している場合や2割特例を選択する場合には上記の帳簿の区分処理等を省略できる!】

7 期末に消費税の申告・納税を行う。

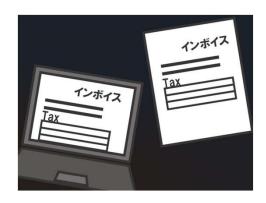
【基準期間の売上1、000万円以下の事業者の2割特例の選択は申告毎に行うことができる!】

人手した請求書か週格請求書か合か、

・記載された登録番号の真偽について をどこまで確認するかの方針を決めておく。



まとめ (サービスの売り手、 買い手それぞれの立場から)







まとめ:売り手(発注先)側の立場から

- ・各発注元(取引先)のスタンスを確認する。 一未登録の場合の値引き交渉、取引関係の見直しにおけるスタンスなど
- ・登録をする場合の税負担の試算(簡易課税、2割特例含む)を行う。
- ・登録する場合:登録申請を行う。取引先に登録番号を通知する。 簡易課税選択届の提出、(小規模事業者は)2割特例の適用を検討する。

外注先と必要なコミュニケーションを行う。

制度開始後は各発注先からインボイスを入手・保管していく必要がある。 また、帳簿上で各取引につき「適格」か「それ以外」かを区分して処理する 必要がある。事業年度終了後に毎年消費税申告を行う。

(ただし簡易課税や2割特例を適用する場合、インボイスの入手・保管や帳簿上の区分は不要。)

・登録しない場合:取引先と必要な価格交渉・コミュニケーションを行う。





まとめ:買い手(発注元)側の立場から

以下インボイス登録済みであることを前提に。

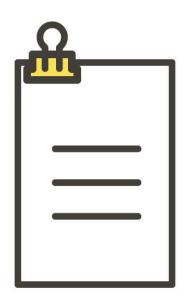
- ・各発注先のスタンスを確認する(インボイス登録の方針の確認/既に登録済みの場合は 登録番号の確認など)
- ・各発注先と必要に応じて取引条件の交渉、取引関係の見直し等を行う。 (発注先との交渉に応じず、一方的に値引や取引停止を通告する行為はNG。)
- ・制度開始後は各発注先からインボイスの保存環境と会計処理環境を整える。 事業年度終了後に毎年消費税申告を行う。(P48参照) (ただし簡易課税や2割特例を適用する場合、インボイスの入手・保存や帳簿上の区分は不要。)



信頼関係と協力関係を壊さないために:以下私見です

- ・取引当事者間で真摯かつ丁寧なコミュニケーションを行っていく。
- ・自分の不利益だけでなく取引相手の不利益の程度も考慮する。
- ・言った・言わないにならないように、必要な際はやり取りのログを残す。
- ・独占禁止法・下請法上の留意点を理解しておく。 制度上の疑問点は窓口に問い合わせを行う等し、極力クリアにしておく。





<u>参考となるサイトや</u> Q&A、相談窓口等



参考となるサイトやQ&A、相談窓口等(抜粋)

- ■国税庁 特集 インボイス制度 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm
- ■国税庁動画チャネル 特集インボイス制度 https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx jc031gc
- ■インボイスコールセンター 0120-205-553 お問い合わせの多いご質問 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf
- ■インボイス制度に関するQ&A https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf
- ■適格請求書発行事業者公表サイト https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/
- ■インボイス制度において注意すべき事例(登録の取り消しにかかる注意点など) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023007-071.pdf



参考となるサイトやQ&A、相談窓口等(抜粋)

- ■免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aについて 公正取引委員会 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/invoice/qa.html
- ■インボイス制度の実施に関連した注意事例について公正取引委員会 https://www.jftc.go.jp/file/invoice_chuijirei.pdf
- ■各種インボイス制度説明会情報 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumei.htm
- ■税務相談チャットボット https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm_source=ntahome_invoice
- ■インボイス制度に関する相談窓口一覧 https://www.jftc.go.jp/file/invoice_soudan.pdf



取引先からの代金減額・取引中止要請などについて相談したい

相談内容	相談方法	相談先	電話番号等
① 独占禁止法上の優越的地位の濫用 に関する一般的なご相談 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか	電話相談 (10:00-17:00 土日祝·年末年始 を除く)	公正取引委員会本局 地方事務所等	< <u> </u>
※ 独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	インターネットで調べる	《公正取引委員会HP》	インボイス制度関連コーナー
② 下請法に関する一般的なご相談下請法上、どのような行為が規制されるか	電話相談 (10:00-17:00 土日祝·年末年始 を除く)	公正取引委員会本局 地方事務所等	< <u>下請法に関する相談ダイヤル一覧></u> をご覧下さい
	インターネットで調べる	《公正取引委員会HP》	インボイス制度関連コーナー
③ 下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が	電話相談 (9:00-12:00、13:00-17:00 土 日祝·年末年始除<)	下請かけこみ寺相談窓口	0120-418-618
回答します	インターネットで調べる	《全国中小企業振興機関協会 HP》	下請かけこみ寺

インボイス制度に関する相談窓口一覧より https://www.jftc.go.jp/file/invoice_soudan.pdf



取引先からの代金減額・取引中止要請などについて相談したい

※ 独占禁止法違反被疑事実についての事件調査をご希望の場合は、

https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html

下記の申告窓口をご利用ください。

<インターネットによる申告>

<独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧>

受付時間 10:00-17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

事務所名	管轄都道府県	郵便番号	住所	電話番号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課	全国	〒100-8987	干代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3375(直)
北海道事務所 取引課	北海道	〒060-0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所 取引課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁會	022-225-7096(直)
中部事務所 取引課	當山県、石川県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	∓460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9423(直)
近畿中国四国事務所 取引課	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2175(直)
近畿中国四国事務所 中国支所 取引課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	〒730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1502(直)
近畿中国四国事務所 四国支所 取引課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	₹760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-811-1750(代)
九州事務所 取引課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	∓812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6031(直)
沖縄総合事務局 総務部 公正取引課	沖縄県	∓900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0049(直)

取引先からの代金減額・取引中止要請などについて相談したい

<下請法に関する相談ダイヤル一覧>

※ 下請法違反被疑事実についての事件調査をご希望の場合は、 下記の申告窓口をご利用ください。 <インターネットによる申告> https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html

事務所名	管轄都道府県	郵便番号	住所	電話番号
不当なしわ寄せに関する下請相談窓口	以下の各相談窓口につながるフリーダイヤルです。		0120-060-110	
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課	全国	〒100-8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館日棟	03-3581-3375(直)
北海道事務所 下請課	北海道	〒060-0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所 下請課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-8420(直)
中部事務所 下請課	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	∓ 460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所 下請課	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所 下請課	鳥取景、島根県、岡山県、広島県、 山口県	〒730-0012	広島市中区上八丁場6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1520(直)
近畿中国四国事務所 四国支所 下講課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-811-1758(直)
九州事務所 下請課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大 分県、宮崎県、鹿児島県	∓812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
沖縄総合事務局 総務部 公正取引課	沖縄県	〒900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0049(直)

インボイス制度に関する相談窓口一覧より https://www.jftc.go.jp/file/invoice_soudan.pdf



ご視聴ありがとうございました。

公認会計士·税理士 山内 真理

■web: https://yamauchicpa.jp/

■mail: mari-y@yamauchicpa.jp